

小論文

■出題のねらい

知的財産とは、人間の創作活動や営業活動の成果物を意味し、これには、画期的な新技術、魅力的なデザイン、高いブランド、人気のコンテンツなどが含まれます。知的財産は、産業や文化を発展させる重要な要素であるため、法律によって他人の模倣や無断利用から保護されており、知的財産に関する権利を有する者のみが自由に活用することができます。

知的財産学部は、知的財産を創造し、法律的に保護し、経済活動において活用するという3つの局面のいずれにおいても大きな役割を果たすことができる人材を育成することを目的としています。

このため、知的財産学部の入学試験においては、このような知的財産に関する基礎的な知識、関心、学修意欲を持つ受験生を選別することとしています。本年の問題は、直接そうした点を確認する出題としました。

問1は、知的財産の創造と保護がなぜ日本の産業や文化の発展に寄与するかを問うものです。

いうまでもなく、知的財産法は、発明や著作物等の知的財産について独占的な利用権を付与するものです。そのことが知的財産の創造のインセンティブとなり、それが知的財産の創造に繋がって、その結果産業技術や文化的所産の創造が活発となり我が国の産業や文化の発展がもたらされることとなります。この点を知的財産法がない場合と対比して述べられていることが重要です。

知的財産の意義を理解することは入学後の学修の出発点ともいえるもので、知的財産学部を志望する者は、あらかじめこの点を理解しておく必要があります。そのようなことから本問の採点の基準としては、独占権を付与することが知的財産の再創造に繋がるという点をきちんと述べていることを最も重視し、そのうえで、筋道を立ててのべられているか、表現ぶりが適切か、誤字はないかといった点を考慮することとなります。

問2は、知的財産についての権利に関する個人的な体験や報道案件に言及しつつ知的財産権のうちの一つについて説明を求める問題です。これは学生の知的財産についての関心度や本学知的財産学部に入學して学習を開始する心構えを確認しようとするものです。

身近な音楽やゲームなどに関する著作権を取り上げてもよいですし、特許や商標などの産業財産権を取り上げても構いません。

採点基準は、適切な知的財産が取り上げられるとともに、それがどのようなものについての権利なのか、あるいは第三者はどのようなことをしてはいけないのかについて、何らかの形できちんと述べられていることが、最小限、求められます。

また、個人的な体験や報道案件で興味を持った事例の説明については、どのようなことからその事例について興味を持ったのかが筋道立てて述べられていることがまず重要になります。その

うえで表現ぶりが適切か、誤字はないかといった点を考慮することとなります。

■講評

例年受験者数が少ないことから、受験者の準備等により、評価は大きく分かれることとなりますが、幸いにも、本年度も題意を理解し、筋道立った答案を書いてくれた受験生が多かったように思います。

今回の問題についてはいずれの問についても、知的財産学部を志望する者は、実際に小論文試験として出題されるか否かに関わらず、問われたらきちんと回答できるよう準備をしておくべきものです。

高等学校の授業において知的財産について学修する機会は極めて限定的と考えられますが、知的財産（権）の意義については、当学部ホームページの記載、特許庁や文化庁のWebサイトに上げられている高校生向けの学習教材やさらにそこに掲げられている他のサイトの情報で知ることができます。また知的財産に関する報道は、新聞、テレビ、ニュースサイトなどでも頻繁に目にすることができます。これらを参照して小論文試験の準備をすることをお勧めします。